令和８年（フ）第１５７４号
横浜市港南区日野２丁目60番14号
破産者　神田　悠
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６０４号
横浜市神奈川区六角橋３―15―20　ラ・メゾン横浜104、住民票上の住所横浜市港北区新吉田東７丁目16番１号
破産者　樋之口隼一
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６２６号
横浜市保土ケ谷区峰沢町325番地１　ラポール三ツ沢236号
破産者　小林　和子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７３１号
横浜市戸塚区矢部町1283番地１　ｇｏｏｄ　ｒｏｏｍ　ｒｅｓｉｄｅｎｃｅ戸塚244号
破産者　高橋　拓也
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８０８号
横浜市港北区新羽町2188番地１　エスポアール新羽Ａ　102号
破産者　池　　礼子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６１号
神奈川県横須賀市汐入町４丁目56番地17
破産者　村上　果南
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第５３４号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷239番地13、前住所神奈川県平塚市東中原２丁目16番７号　メゾン内河202
破産者　青木　里佐
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３７４号
新潟県新発田市豊町１丁目５番20号
破産者　平松　和弘
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字道賀新田1047番地
破産者　水戸部光則
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第６７号
長野県上田市浦野21番地79
破産者　加藤　卓也
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第２５９号
静岡県浜松市中央区中島三丁目16番14号、前住所静岡県浜松市中央区神田町1430番地　6206
破産者　新谷　勇弥
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２８９号
静岡県浜松市中央区東伊場一丁目８番３号　稲元ビル東伊場302号室、前住所静岡県浜松市中央区肴町312番地の10
破産者　齋藤　英嘉
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２９０号
静岡県浜松市中央区東伊場一丁目８番３号　稲元ビル東伊場302号室、前住所静岡県浜松市中央区肴町312番地の10
破産者　齋藤　博美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第１１７９号
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地　ＵＲ都市機構洛西境谷東団地　５棟202号室、破産手続開始決定時の住所京都市西京区御陵峰ケ堂町二丁目３番地16
破産者　木村　晋作
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６４号
京都市山科区西野山射庭ノ上町156番地
破産者　Ｆｒｅｅ―Ｓｑｕａｒｅこと　小林　聡彦
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３２１号
京都市伏見区深草西浦町八丁目２番地１　ローズフラット　202
破産者　中村　勇策
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３０号
京都府亀岡市大井町小金岐北浦16、住民票上の住所京都府京都市西京区大原野東境谷町一丁目１番地　14棟202号
破産者　真艸嶺　利明（法定代理人成年後見人　福満　賢一）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第７５７号
広島県東広島市八本松南７丁目25番６号
破産者　道岡興業こと　道岡　和雄
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部